

みやぎ農山漁村スモールビジネス創出事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、中山間地域等の農山漁村において、農林漁業者が自ら生産した農林水産物等を活用した6次産業化の創業や、新商品開発及び販路の拡大等により農山漁村の成長産業化を推進するため、みやぎ農山漁村スモールビジネス創出事業実施要領（令和3年6月23日施行。以下「要領」という。）に基づき事業実施主体が行う事業に要する経費について、予算の範囲内においてみやぎ農山漁村スモールビジネス創出事業費補助金（以下「本補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 本補助金の補助対象となる事業実施主体及び事業の内容、補助率等は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時に当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定による補助金交付申請書に添付しなければならない書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) みやぎ農山漁村スモールビジネス創出事業実施計画書（要領 別紙）
- (2) 経費の配分及び収支予算書（別紙1）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書（別紙2）
- (4) 定数又は規約等の写し（事業主体が法人及び団体の場合、個人の場合は不要）
- (5) 納税証明書（県税に係るもの）
- (6) その他知事が必要と認める書類

4 次のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者

5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長宛て照会することができる。

(交付の条件)

第4 知事は、交付の決定に当たっては、第3第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

2 知事は、第3第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助事業の変更)

第5 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる重要な変更以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。

(補助事業の中止又は廃止)

第6 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。

(補助事業遅延等の報告)

第7 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(遂行状況報告)

第8 規則第10条の規定により知事が必要であると認める場合は、事業実施主体に対して遂行状況報告(別記様式第4号)を求めることができる。

(実績報告)

第9 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

2 前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 第1項の補助事業実績報告書の提出期限は、補助対象事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の実施年度の2月末のいずれか早い期日とする。ただし、知事が適当と認める場合にあつては、この限りでない。

4 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) みやぎ農山漁村スモールビジネス創出事業実績報告書（要領 別紙）
- (2) 経費の配分及び収支精算書（別紙1）
- (3) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (4) 実施した補助事業の内容がわかる資料（写真、成果物等）
- (5) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付方法）

第10 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を別記様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定により報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第12 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 事業実施主体は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加した財産が10万円以上のもの）について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間において、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（帳簿及び書類の備え付け等）

第13 事業実施主体は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならない。

（事業名の掲示）

第14 この補助金により設置、又は導入された機械・器具等には、当該実施年度と事業

名を掲示又は記入するものとする。

(書類の提出経由)

第15 この要綱により知事に提出する書類は、事業を実施する市町村を所管する地方振興事務所（又は地域事務所）を経由するものとし、地方振興事務所（又は地域事務所）長は、必要に応じてその写しを保管するものとする。

2 事業を実施する市町村が複数の圏域にまたがる場合は、その主たる事業実施市町村を所管する地方振興事務所（又は地域事務所）を経由するものとする。

(運営状況報告)

第16 知事は、この補助事業により設置され、又は導入された機械・器具等の運営状況等について、事業実施後3年間について報告を求めることができる。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月23日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

(別表) 補助事業の交付対象となる事業実施主体及び事業の内容, 補助率等

補助対象者	補助対象事業の内容	補助対象経費	補助率 (補助金)	重要な変更	
				経費の 変更	事業計画の 変更
<p>下記の 1 から 3 のいずれかに該当するもの。</p> <p>1 県内に本店を有する農林漁業の法人等(株式会社, 有限会社, 合名会社, 合資会社, 合同会社及び農事組合法人)</p> <p>2 農林漁業者の組織する団体(代表者の定めがあり, かつ組織及び運営について規約の定めがある団体)</p> <p>3 農林漁業を営む個人</p>	<p>事業実施計画の達成に必要な機械や器具等の整備で次に掲げるもの。</p> <p>ただし, 総事業額が概ね 50 万円以上であるものとし, 機械については原則として 1 台 10 万円以上のもの, 一体的に使用する機械は合算して一式 10 万円以上のものを対象とする。また, 汎用性の高い什器, 事務机, キャビネット等は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独自の流通, 販売体制を構築するための機械等の整備 ・自ら生産した農林水産物, または地域の農林漁業者が生産した農林水産物を活用し, 委託加工等による商品開発の取組に必要な機械等の整備 ・農林水産物の加工等による高付加価値化を図るための機械等の整備 ・その他知事が必要と認める機械等の整備 	<p>当該事業実施に直接必要な機械・器具等の購入費で, 次に掲げる機械等の整備に係るもの。ただし, 消費税は対象外とする。</p> <p>1 加工品製造機械</p> <p>2 加工品製造器具</p> <p>3 原料保管機材</p> <p>4 流通・販売用機材</p> <p>5 その他知事が適当と認める機材</p>	<p>補助対象経費の 1 / 2 以内(補助上限 1,500 千円とし, 千円未満は切り捨てる。)</p>	<p>事業費の 30% を超える増減</p>	<p>1 事業の中止及び廃止</p> <p>2 事業の目標達成に大きく影響を及ぼす計画の変更等</p>

【備考】

- (1) 補助対象となる経費は, 本事業を効果的に行い, かつ, 事業の遂行に必要な直接的経費であって, 本事業の実施のために使用したことが明確に区分できる経費とする。
- (2) 既存の機械の更新(単純更新)は, 対象外とする。
- (3) パソコン, タブレット端末, デジタルカメラ等汎用機器や中古機械の取得は, 対象外とする。

別記様式第1号

年度みやぎ農山漁村スモールビジネス創出事業費補助金交付申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、みやぎ農山漁村スモールビジネス創出事業費補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- 1 みやぎ農山漁村スモールビジネス創出事業実施計画書（要領 別紙）
- 2 経費の配分及び収支予算書（別紙1）
- 3 暴力団排除に関する誓約書（別紙2）
- 4 定款又は規約等の写し（事業主体が法人及び団体の場合、個人の場合は不要）
- 5 納税証明書（県税に係るもの）
- 6 その他知事が必要と認める書類

別記様式第2号

年度みやぎ農山漁村スモールビジネス創出事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け宮城県（農山漁村）指令第 号で補助金の交付決定通知〔及び年 月日付け宮城県（農山漁村）指令第 号で変更承認〕のありました事業について、下記のとおり事業内容を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 添付書類（別記様式第1号に準じ、変更内容に関するもの）

別記様式第3号

年度みやぎ農山漁村スモールビジネス創出事業費補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け宮城県（農山漁村）指令第 号で補助金の交付決定通知[及び年 月日付け宮城県（農山漁村）指令第 号で変更承認]のありました事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の内容
- 3 添付書類（別記様式第1号に準じ、中止（廃止）に関するもの）

別記様式第4号

年度みやぎ農山漁村スモールビジネス創出事業費補助金遂行状況報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け宮城県（農山漁村）指令第 号で補助金の交付決定通知〔及び年 月日付け宮城県（農山漁村）指令第 号で変更承認〕のありました事業について、補助金等交付規則第10条の規定により、下記のとおり事業遂行状況を報告します。

記

1 事業遂行状況（ 年 月末現在）

計画事業費	出来高事業費	進捗度	残高事業費	備考
円	円	%	円	

2 事業開始年月日

3 事業完了（予定）年月日

別記様式第5号

年度みやぎ農山漁村スモールビジネス創出事業費補助金実績報告書について

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け宮城県（農山漁村）指令第 号で補助金の交付決定通知 [及び年 月 日付け宮城県（農山漁村）指令第 号で変更承認] のありました事業について、下記のとおり実施したので、補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。
[なお、併せて金 円を精算払いによって交付されるよう請求します。]

1 添付書類

- (1) みやぎ農山漁村スモールビジネス創出事業実績報告書（要領 別紙）
- (2) 経費の配分及び収支精算書（別紙1）
- (3) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (4) 実施した補助事業の内容が分かる資料(写真, 成果物等)
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 振込先口座名

口座名	銀行	支店	普通 ・ 当座
口座番号			
口座名義人	(フリガナ)		

(別紙1)

1 経費の配分 (円)

事業に要する (又は要した) 経費 ①+②+③	負担区分			備考
	県補助金 ①	事業実施主体 ②	その他 ③	

2 収支予算 (精算)

(1) 収入の部 (円)

区分	本年度予算額	本年度精算額	比較		備考
			増	減	
県補助金					
事業実施主体					
その他					
計					

(2) 支出の部 (円)

区分	本年度予算額	本年度精算額	比較		備考
			増	減	
計					

3 事業完了 (予定) 年月日

(別紙2)

暴力団排除に関する誓約書

申請者、申請者の役員又は申請者の法定代理人は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴職において必要と判断した場合に、申請者、申請者の役員又は申請者の法定代理人の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- 2 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどする者
- 3 暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与する者
- 4 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと取引したり、又は不当に利用するなどする者
- 5 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 6 次に掲げる行為をする者（第三者を利用してする場合を含む。）
 - (1) 暴力的な要求
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求
 - (3) 契約の履行又は使用許可物件の使用に際しての脅迫的な言動又は暴力
 - (4) 偽計又は威力を用いての県職員等の業務の妨害
 - (5) (1) から (4) までに掲げる行為に準ずる行為

宮城県知事

殿

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は社名及び代表者名

備考 この誓約書において、役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

年度みやぎ農山漁村スモールビジネス創出事業費補助金に係る
消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け宮城県（農山漁村）指令第 号で補助金の交付決定通知 [及び年
月 日付け宮城県（農山漁村）指令第 号で変更承認] のありました事業について、同補助
金交付要綱第12の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額	金	円
2 補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額	金	円

(注) 参考となる資料（消費税及び地方消費税に係る申告書の写し等）を添付すること。